

# 障がい者を有する方に対する

## 軽自動車税（種別割）の減免申請について

一定の等級以上の障がい者を有する方が所有する軽自動車等で、通学（通所）、通院、又は生業のために、自分の足代わりとして使用するものは、申請することにより、軽自動車税（種別割）の減免が受けられます。

以下、減免の申請手続きについて記載しておりますので、よくお読みになり、該当される方は申請期限までに市役所税務課窓口で申請を行って下さい。郵便による申請はできません。

### I 減免の対象となる軽自動車

- 1 障がい者を有する方ご本人が所有し、かつ、運転する軽自動車
- 2 障がい者を有する方ご本人（身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者、精神障がい者をいう）が所有し、主に通学・通院・通所または生業に使用するために、生計を同一にする家族が運転する軽自動車

なお、障がい者を有する方が18歳未満の場合、または知的障がい者、精神障がい者の方の場合は、生計を一にし、同居（同一敷地内に別居を含む）する家族が所有する軽自動車等でも減免が受けられます。

- 3 障がい者を有する方のみで構成される世帯で、障がい者を有する方が軽自動車等を所有し、その方を常時介護する方が、おもに障がい者を有する方の通学（通所）、通院又は生業のために運転する軽自動車等
- 4 **減免を受けることができる軽自動車等は、障がい者を有する方一人につき一台に限られます。自動車税（県税）の減免との重複適用はできません。**

※割賦販売等により所有権が留保されている場合は、使用者を所有者とみなします。

## II 減免を受けられる方の範囲

- 1 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち「本人自ら運転する場合」、「生計を一にする家族が運転する場合」又は「常時介護者が運転する場合」のいずれかの場合で、次表にそれぞれ該当する方

	身体障害者手帳をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方										
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	項 症						款 症				
							特	1	2	3	4	5	6	1	2	3	
視 覚 障 害	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎						
聴 覚 障 害		◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎						
平 衡 機 能 障 害			◎				◎	◎	◎	◎	◎						
音 声 ・ 言 語 機 能 障 害			◎				◎	◎	◎								
上 肢 不 自 由	◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎						
下 肢 不 自 由	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○
体 幹 不 自 由	◎	◎	◎		○		◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢機能	◎	◎ <sup>1</sup>				(注) 1 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く 2 一下肢のみに運動機能障害がある場合は本人 自ら運転する場合に限る										
	下肢機能	◎	◎	◎ <sup>2</sup>	○	○											
心 臓 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
じ ん 臓 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
呼 吸 器 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
ぼうこう又は直腸機能障害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
小 腸 機 能 障 害	◎		◎				◎	◎	◎	◎							
肝 機 能 障 害	◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎							
免 疫 機 能 障 害	◎	◎	◎														

◎障がい有する方本人又は「生計を一にする方」、「常時介護する方」が運転する場合に減免

○障がい有する本人が運転する場合に減免(本人以外の方が運転する場合には認められません)

- 2 療育手帳の交付を受けている方のうち「**重度**」又は「**A**」と記載されている方

- 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、「**一級**」の方

### Ⅲ 減免の申請に必要な書類

減免を受けようとする方は、「軽自動車税（種別割）減免申請書」に次の書類等を添えて申請して下さい。

- 1 令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書（納付してしまうと、減免申請を受けることができなくなりますので、必ずお持ちください）
- 2 身体障害者手帳等（身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
- 3 軽自動車等を運転する方の運転免許証
- 4 自動車検査証（車検がある車種の場合）  
令和6年1月3日以前に車検証が交付された軽自動車の場合  
・自動車検査証  
令和6年1月4日以降に電子車検証が交付された軽自動車の場合  
・電子車検証、自動車検査証記録事項
- 5 本人運転ではない場合、生計同一・常時介護証明書（社会福祉課にて発行）  
※申請者以外の方が記入する場合、記名・押印が必要となります。

なお、家族の方又は常時介護者が運転する場合は、障がいをもつ方と生計を一にしていること又は常時介護者であることを証明する福祉事務所長の証明書の提出が必要です。また代理で申請される場合は、申請書裏面の委任状と代理人の顔写真付き身分証明書の提示をお願いいたします。

### Ⅳ 減免の申請期間等

#### 1 申請期間

**令和6年5月7日（火）から令和6年5月31日（金）＜納期限＞まで**

※納期限を過ぎてからの申請は受付できません。

#### 2 申請窓口

名取市役所税務課市民税係（1階北側）

所在地：名取市増田字柳田80番地

電話番号：（022）724-7114（ダイヤルイン）

## **V 減免の決定について**

申請が認められた場合、決定通知及び車検用の納税証明書を6月上旬に送付となります。5月中に車検がある場合は令和5年度の納税証明書有効期限が令和6年5月30日までとなりますので、令和5年度のものをご使用ください。